

(新)

(旧)

平成 30 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱	平成 29 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の<u>3</u>つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる<u>5</u>分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>削除</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請及び重要な変更)</p> <p>第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書に、<u>納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第 7 条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる<u>者</u>を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p><u>(4) 県税の滞納がないこと。</u></p> <p>2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、同月 1 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成 31 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の<u>三</u>つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる<u>6</u>分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 29 年 3 月策定。以下「総合戦略」という。）に掲げる目標に資する取組</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請及び重要な変更)</p> <p>第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を<u>知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第 7 条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる<u>もの</u>を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行し、同月 1 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

(新)

(旧)

別表第 1 (第 5 条関係)

経費区分	内 訳
1 委託料	業務委託に対して支払う費用
2 工事請負費	事業実施に必要な工事請負費
3 備品購入費	1 件の取得価格が <u>10万円</u> (コンピューターについては、 <u>2万円</u>) 以上の物品 ※ただし、当該事業の実施に必要不可欠なものに限る。
4 負担金補助金	研修の受講費用等
5 事務費	次の (1) から (6) までに掲げるいずれかの費用
(1) 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
(2) 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償旅費
(3) 需用費	消耗品費、燃料費 (ガソリン代)、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費 ※食糧費を除く。
(4) 役務費	通信運搬費、傷害保険費用
(5) 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、レンタルに係る費用
(6) その他	5 事務費のうち、(1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認めたもの

対象外経費

- ・役員及び常勤職員の人件費 (賃金・謝金等をいう。)
- ・事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費
- ・個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等
- ・飲食に係る経費

別表第 1 (第 5 条関係)

経費区分	内 訳
1 委託料	業務委託に対して支払う費用
2 工事請負費	事業実施に必要な工事請負費
3 備品購入費	1 件の取得価格が <u>100,000円</u> (コンピューターについては、 <u>20,000円</u>) 以上の物品 ※ただし、当該事業の実施に必要不可欠なものに限る。
4 負担金補助金	研修の受講費用等
5 事務費	次の (1) から (6) までに掲げるいずれかの費用
(1) 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
(2) 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償旅費
(3) 需用費	消耗品費、燃料費 (ガソリン代)、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費 ※食糧費を除く。
(4) 役務費	通信運搬費、傷害保険費用
(5) 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、レンタルに係る費用
(6) その他	5 事務費のうち、(1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認めたもの

対象外経費

- ・役員及び常勤職員の人件費 (賃金・謝金等をいう。)
- ・事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費
- ・個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等
- ・飲食に係る経費

(新)

(旧)

別表第 3 (第 8 条関係)	別表第 3 (第 8 条関係)																																				
<p>1・2 (略)</p> <p>3 審査の採点 審査員は、<u>1</u>人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 審査の採点 審査員は、<u>二</u>人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。</p>																																				
審査項目	審査項目																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">ア</td> <td style="width: 85%;"> 事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 削除 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td> 選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td> 事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td> 地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td> 関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計点(審査員<u>1</u>人当たり)</td> <td style="text-align: center;">25点</td> </tr> </table>	ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 削除	5 点	イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点	ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点	エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点	オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点	合計点(審査員 <u>1</u> 人当たり)		25点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">ア</td> <td style="width: 85%;"> 事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 d <u>総合戦略に沿った事業であるか。</u> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td> 選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td> 事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td> 地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td> 関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。 </td> <td style="text-align: center;">5 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計点(審査員<u>二</u>人当たり)</td> <td style="text-align: center;">25点</td> </tr> </table>	ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 d <u>総合戦略に沿った事業であるか。</u>	5 点	イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点	ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点	エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点	オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点	合計点(審査員 <u>二</u> 人当たり)		25点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 削除	5 点																																			
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点																																			
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点																																			
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点																																			
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点																																			
合計点(審査員 <u>1</u> 人当たり)		25点																																			
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 d <u>総合戦略に沿った事業であるか。</u>	5 点																																			
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点																																			
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点																																			
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点																																			
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点																																			
合計点(審査員 <u>二</u> 人当たり)		25点																																			